

市街化調整区域に居住する者のための集会所等

都市計画法第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホに基づき許可する、市街化調整区域に居住する者のための集会所等について、下記のすべての要件に該当するものは、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

記

1 申請者

さいたま市内の市街化調整区域内の自治会等が設置するものであること。なお、維持管理についても、設置者自ら永続的に行うものであること。

2 申請地

次のいずれかに該当するものであること。

- (1) おおむね50以上の建築物のそれぞれの敷地が原則50メートル以内の間隔で連続して存する地域内にあること。
- (2) 申請地を中心に半径500メートルの圏内におおむね100以上の建築物のそれぞれの敷地が存する地域内にあること。

3 予定建築物

- (1) 用途は、当該市街化調整区域に居住している者のコミュニティー活動を促進するための集会所等(消防小屋、倉庫を含む)で、他の施設と併用されないものとする。
- (2) 規模は、高さ10メートル以下で、かつ、建築基準法に適合するものであること。

4 その他

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等(見沼土地利用承認を含む。)が受けられるものであること。

附 則

この基準は、平成15年4月7日から施行する。(平成15年4月7日 第1回議決)

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。(平成17年2月25日 第5回議決)

附 則

この基準は、平成19年11月30日から施行する。(平成19年10月25日 第2回議決)

附 則

この基準は、平成21年7月1日から施行する。(平成20年11月18日 第2回議決)

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年2月18日 第5回議決)